

生活困窮者住居確保給付金支給申請書					
フリガナ	コウロウ タロウ				
①氏 名	【必須】 厚 労 太 郎				
②生年月日	【必須】 昭和・平成・令和 5 6 年 1 月 3 0 日 満 (3 9) 歳				
③電話番号	【必須】 × × × - △ △ △ △ - ○ ○ ○ ○			④性別	【必須】 男・女
申立事項	⑤次の(1)又は(2)の場合であること (いずれか該当する方に記載)				
	(1) 離職等の場合 【離職した方は必須】				
	離職等の時期	令和○年○月			
	離職等した事業所	○○有限公司			
	(2) 第3条第2号に規定する場合 【休業等の方は必須】				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	(例1) ○○デザイン事務所等を主たる客先とした、フリーイラストレーター 令和2年1月中旬頃から、発注が急減し、2月以降の受注件数は0。 (例2) △△タクシー(個人)において約○年就労。令和2年3月頃から1日平均の客数が ○人から○人に激減しており、現在も回復していない。 (例3) ※※株式会社において登録派遣社員として勤務。令和2年3月から客先企業から休業を命じられている(2月の勤務日数18日、3月の勤務日数6日)			
	⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること 【必須】				
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	休業前においては、○○株式会社にて週40時間労働。令和2年2月から会社の命令で休業中。 配偶者はパートタイム勤務で扶養家族であり、申請者が世帯の生計を維持している。			
	⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)				
	(1) 住居を喪失していること 【現にお住まいがない方は必須】				
住居を喪失した時期	令和○年○月頃				
喪失した住居の住所	○○県○○市				
現在の状況	友人宅に居候(等)				
(2) 住居を喪失するおそれがあること 【現にお住まいがある方は必須】					
現在の住所	〒○○○-○○○○ ××県△△市○○町3-2 (アパート名)○○号室				
住居の家主等	(株)○○住建				
喪失するおそれのある住居の家賃額	(例) 月額7万円				
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	月収17万円(令和2年10月) 月収8万円(同年11月) 月収6万円(同年12月) 10月から、家賃額を支払うことが困難な状況が継続				
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること 【必須】					
フリガナ	コウロウ タロウ	コウロウ リョウ	コウロウ イチロウ	コウロウ リョウ	合計
氏名	厚 労 太 郎	厚 労 良 子	厚 労 一 郎	厚 労 良 美	
続柄	本 人	配偶者	子	子	
性別	男	女	男	女	
生年月日	S56.1.30	S60.5.4	H17.7.8	H20.10.28	
収入(月額)	60000円	34000円	0円	0円	
預貯金等	450000円	120000円	0円	0円	
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。					
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。					
また、裏面の注意事項について、同意します。					
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日					
野田市長 殿					
申請者氏名 厚 労 太 郎					

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。